告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	二万五千円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	一万七千七百円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	五万千四百円	当該工事の箇所数

備考

1　「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の二戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）以外の住宅をいう。

2　「他住戸等」とは、工事を行う住戸以外の住戸その他の室（当該工事を行う住戸と一体となつて使用される室を除く。）をいう。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第十九の十一の二第一項に規定する」の下に「地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類及び同条第二項各号に掲げる者の」を加え、「標準的費用額」を「耐震改修標準的費用額」に、「当該家屋の所在地の地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類とする。」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書式により証する書類とする。」に改め、本則に次の各号を加える。

一　当該家屋の所在地の地方公共団体の長　別表の書式

二　建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人　昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

別表を次のように改める。

住宅耐震改修証明申請書

申請者　住所

電話

氏名　　印

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日

平成　年　月　日

イ　上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること			円
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額			円
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無			有　無
	「有」の場合	交付される補助金等の額		円
		(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額		円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額			円
	(ホ) (ハ)又は(ニ)のうちいずれか少ない金額			円

ロ　上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。

証明年月日	平成　年　月　日
証明を行った地方公共団体の長	印

（用紙　日本工業規格　A4）

備考

1　住宅耐震改修証明申請書の（　）の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに応じ、該当する記号を○で囲むこと。（イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方の記号を○で囲むこと。）

2　イの表中(2)(ハ)の欄は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第383号）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載すること。

3　イの表中(2)(ロ)「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。